一般社団法人日本神経学会　特別教育研修会の運営に関する規程

２０２６年１１月１４日制定

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本神経学会定款第６条第６項で定める診療向上のための会員を対象とした教育及び啓発活動の一環としてコモンディジーズを中心に実施する特別教育研修会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

（会長の選出）

第２条　特別教育研修会の会長の選出は、代表理事が推薦し、特別教育研修会運営委員会（以下「運営委員会」という。）での協議の後、理事会の議を経て、決定する。

２　会長の選出は、原則として年１回行うものとする。

３　選出手続きは、２年後に開催する会長について行うものとし、理事会の議を経るものとする。

（研修会のテーマ）

第３条　特別教育研修会のテーマについては、会長が決める。

２　特別教育研修会の会長は、会長選択の専門分野をプログラムに加えることができるものとする。

（委員会構成）

第４条　運営委員会は、一般社団法人日本神経学会委員会に関する細則（以下「細則」という。）第１条第２項の規定に基づき、次の委員で構成する。なお、この規程に定める以外の条項については細則の定めるとおりとする。

①　委員長
②　代表理事
③　財務委員会委員長
④　教育委員会委員長
⑤　総務幹事（チーフ）
⑥　前年度会長、今年度会長、次年度会長、会長予定者
⑦　各専門分野（脳卒中、てんかん、頭痛、認知症）１名ずつ

２　委員長は，委員会を代表する。

（任期）

第５条　前条で定める委員の任期は、次のとおりとする。

①　委員長　２年
②　代表理事、財務委員会委員長、教育委員会委員長、総務幹事（以下「役職指定委員」という。）その職に在職する期間
③　会長は、該当する年度の間
④　各専門分野からの委員　２年

（再任）

第６条　前項で定める委員長および各専門分野からの委員は、再任を妨げない。ただし、委員長は原則として連続２期、各専門分野からの委員は、連続４期までとする。

（選任）

第７条　委員長は、代表理事が推薦し、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。

２　各専門分野の委員は、代表理事と委員長が協議して推薦し、運営委員会での協議の後、理事会の議を得たうえで、代表理事がこれを委嘱する。

３　役職指定委員及び各回の会長は、理事会の議を得ることなく、代表理事が委嘱することができる。ただし、就任後速やかに理事会に報告するものとする。

（規程の改正）

第８条　この規程を改正しようとするときは、運営委員会で審議したうえで、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、２０２６年１１月１５日から施行する。